

青税連

1998.1.1



116

117

118

CONTENTS

No.116
1998.1

◇特別寄稿

税理士試験制度の改革と青年税理士

〈立命館大 法学部教授〉三木義一 —— 3・4



◇住民基本台帳の改正と国会陳情

〈東京青税〉福島秀一 —— 5

◇全青税秋季シンポジウム神戸大会

秋季シンポジウムを終えて 〈実行委員長〉北村博昭 —— 6・7

秋季シンポジウムに参加して 〈近畿青税〉小寺利明 —— 8

〈名古屋青税〉平林信成 —— 9

〈東京青税〉飛田勝之介 —— 10

〈埼玉青税〉津島良敏 —— 11

〈千葉青税〉椎原晴夫 —— 12

〈神奈川青税〉清水ふみ代 —— 13

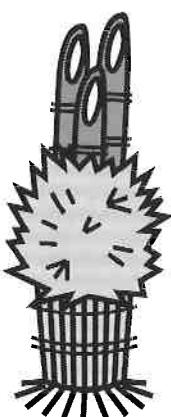
〈岐阜青税〉林 秀樹 —— 14

◇熊本青年税理士連盟 —— 高浜三喜夫 —— 15

◇日税連対策委員会 —— 委員長 麻木義弘 16・17

◇全青税第31回岐阜大会 —— 18・19

◇あとがき —— 〈近畿青税〉毛利惠行 —— 20





税理士試験制度の改革と青年税理士

立命館大学 法学部教授 三木 義一

はじめに

司法試験はついに来年から1000名合格者をだすことになった。税理士試験の合格者は相変わらず900名前後なので、もはや税理士試験の方が難関とさえいえる時代になってきた。にもかかわらず、税理士に対する社会的評価はまだ高くない。その原因にはOB問題など様々な問題が絡まっているが、試験制度のあり方も検討しておかねばならないと思われるので、この機会に私見を述べておきたい。

1 焰られる「無試験税理士」

周知のように、現行税理士法によれば、大学院で法学もしくは財政学の学位を取得すれば税法3科目、会計学の学位を取得すれば簿記・財務諸表が免除される。そのためダブルマスターで税理士資格を取得する者が激増し、それを資格雑誌が煽っている。曰く、「無試験」で「税理士になれる！」と。大学院は本来入学すること自体、ましてや論文をまとめて学位を取得すること自体きわめて困難な作業であるはずなのに「無試験」と煽る雑誌の無責任さとこういう宣伝に現実味を与えていたり「税理士試験回避大学院」が存在していることも残念ながら事実であろう。それだけに、青年税理士会の会員からの激しい批判が税理士会誌に掲載され、いろいろな論争が戦わされている。私はダブルを批判する青年税理士の気持ちは痛い程良くわかるが、他方で現行の試験制度を合格したことを金科玉条にすることも果してできるのかかなり疑問に思っている。

2 税理士の試験制度を考える基本的視角

つまり、現行の試験制度は果して本来税理士制度が求めている資質をチェックする試験制度に

なっているか、ということである。税理士法によれば、税理士は「税務」に関する専門家であるが、この「税務」というのは税の会計面と法律面の双方を含んだ概念であるはずである。現行の試験制度は試験科目には両面を含んでいるが、その試験内容は会計面のみのチェックしかしていない。毎年、試験合格者の研修等に関係しているが、試験合格者で法律面の基本知識を欠いている者が少なくない場合には驚かされる。現行の試験制度が早く実務的に計算できる者のみを合格させているからである。本来試験すべき税法律家としての能力試験を欠いていることがまず問題である。また、本来試験は税理士としての基本能力を確認すべきものなのに、現行のはむしろ実務能力の試験になっている。このことも税理士試験の評価が上がらないことの一因をなしているかもしれない。こうした点を意識しつつ改革の方向を探ってみよう。

3 試験科目について

まず、諸外国の税理士試験科目を概観すると、税法に加えて、会社法（韓国・一次）、税務手続法、民法・経済法（ドイツ）、税理士法、法律学の基礎（オーストリア）などの法律が試験対象となっている。税理士が税法の専門家であり、税法が他の法領域と密接な関係を有していることからすれば、税法以外の基礎的法律科目を試験対象に加えるのは当然のことであろう。ましてや、税理士の訴訟代理権をも展望するならばこのことは必要不可欠である。私見によれば、税理士の資格試験は次のような科目に整理すべきだと考えている。

税法科目：国税通則法、所得税法、法人税法、相続税法、消費税法

一般法律科目：憲法・民法・会社法

現行試験制度が国税通則法を試験対象から外

し、民法や商法の私法の知識も税理士に不要としているのは理解に苦しむ。税法上の諸問題は私法上の行為を前提として生じる。したがって、申告納税制度を円滑に実施しようと考えるならば、納税者の代理人である税理士が私法上の行為を適切に解釈適用できなければならぬはずである。なぜなら、申告納税制度は納税者の第一次的税法解釈権を保障したものだからである。税理士にこのような能力を要求していないということは、結局、税理士を納税者の代理人としてではなく、徴収の下請け的にしか理解していないことになる。

4 試験内容について

しかし、試験内容に法律科目を加えても、税法の試験内容が現行のままではあまり改善にならない。現行の税法試験はあまりにも暗記と計算スピード重視型になっているからである。私自身もいくつかの税法試験にトライしてみたが、理論問題と称する問題を見て改めて驚いている。理論ではなく、条文の暗記を求めている問題だからである。条文は実務家になれば持って歩けるのであるから、こんなことを試験しても税理士としての能力を試すものにはならない。計算問題もじっくり考えるよりも機械的に手を動かせるように訓練しなければ回答できない量で、しかも、通達や租税特別措置の知識まで要求している。税法専門家としての資質をチェックするのに租税特別措置や通達を前提にした問題を出すのは行き過ぎで、税法の試験問題として不適切である。こんな試験になれた人が税理士になると法律と通達の差異も無視するようになる。

5 試験方式について

私見によれば、試験を少なくとも2段階にする必要があるようと思われる。具体的に述べると第一次試験は択一試験で憲法・民法・商法・税法総論・簿記・財務諸表から50問程度出題。これで、合格者を2,000名程度に絞り、第2次の論文試験に臨ませる。第1次は1度合格すれば2~3年間有効。それ以後はもう一度第1次から受験する、という方法が考えられる。司法試験のように毎年択一から受験させる方法もありうる。こうし

て、論文受験者を絞る代わりに試験内容はもっと法的な理論問題と基礎的な計算問題に限定し、一定の点数以上の者は必ず合格させることとすべきであろう。現行方式は点数に関係なく上位10%あたりまで合格にしているふしがある。現行の税理士試験の唯一のメリットである積み上げ方式は維持すべきであろう。

6 試験免除制度の整備

このように試験制度を改革するに当たっては、当然現行の各種試験免除制度を整備すべきであろう。青税の会員が最も強く批判している、いわゆる「ダブルマスター」についてはこれを禁止し、どちらか一つに限定させるべきであり、その場合、会計及び法律の学位の範囲も限定すべきであろう。いうまでもなく商学系の場合は簿記論・財務諸表論で学位を受けた者のみ、法律系の場合は税法で学位を受けた者のみ、に免除対象者を限定すべきことになる。もちろん、このようにすると多くの大学院が実務家・国税OBを教員として採用し修士論文を税法ということにし、その水準の著しい低下が懸念されるが、現行よりはまだましといえるかもしれない。現行税理士法の枠内での対応策として、登録拒否要件を広く解して、上記の科目以外の科目で学位を得た者の登録を拒むという策が考えられるが、訴訟になった場合にかなりの困難が予想される。また、税理士会独自に大学院論文を審査することにすると、大学制度に対する介入として大学側からの強い反発も予想される。私見では、試験制度を2段階にできた場合には、税法・会計学学位取得者及び税務職員OBは第1次試験を免除し、第2次試験は一般受験生と同様に受験させる方式にしてみたい。大学院生やOBにも一次試験は受験させ、それを合格した場合には税法もしくは会計科目の一方の免除を認めるという方法もあり得よう。

おわりに

税理士試験制度に関して、日頃考えていることを率直に書いてみた。現状では、このような改革の可能性がきわめて乏しいが、青年税理士連盟が理想に燃えて、このような方向を追求し、税理士が税務弁護士としてより高い評価を受ける日が来ることを信じている。

住民基本台帳法の改正と国会陳情

納税者番号制対策委員長
福 島 秀 一（東京）

1) 法改正の経緯

納税者番号制の導入を目指した試みは古くからあるが、今回の改正の発端となったのは1988年の政府税調の「納税者番号等検討小委員会報告」であり、さらに1989年の「税務等行政分野における共通番号制度に関する関係省庁連絡検討会議」である。この検討会議では様々な検討がなされ、共通番号の候補として社会保険番号と住民台帳番号が残り、今回自治省の住民台帳番号を利用した住民基本台帳法の一部改正案が本年6月17日に公表されるに至った。

2) 改正案の骨子

今回の自治省の改正案は一見単純なものに見える。骨子を示すと次のようなものになる。

- ①住民票コードの付番（10桁）を行う。
- ②全国センターでデータを保有し、全国共通で使えるようとする。
- ③全国センターが保有するデータは、氏名・住所・生年月日・性別の4情報に限定する。

主な利用目的としては、本人確認で、住所地以外の市町村でも住民票が取れるようになる。その他選挙の際の本人確認や、各種の免許申請等に利用することが検討されている。

これだけをみると何が問題となるかが分からず、「何故反対するのか？」ということがよく言われる。実は自治省が保有する情報そのものが問題という訳ではなく、この住民票コードが、各省庁や民間が保有する情報の「マスターキー」となる点が問題なのである。

3) 改正案の問題点

陳情書の全文は、さきごろ発行された「ぜんせいぜいだより」に掲載されているので詳細は割愛するが、最大の問題点は、住民基本台帳コードが情報のマスターキーとなる問題である。既に各省庁の保有する個人情報のデータベースは1272個のファイル（CNNニュースより）に及ぶ。民間にも利用を促しているため、民間のデータベースまで含まれるとなる莫大な量の個人情報が瞬時に検索出来るようになる。現状のインフラでは、プライバシーの保護とセキュリティを望むのは非常に難しく、導入された場合重大なプライバシーの侵害がおこる恐れがある。この制度は、自治省が言うような高度情報化社会に向けてのインフラの整備にならず、むしろ次世代に

深刻な負の遺産を残すことになりかねない。

4) 国会陳情

今回の国会陳情は、さる11月11日（火）に行われた。当日は雲ひとつ無い快晴であった。参加者は、東京・千葉・神奈川・埼玉の首都圏の青税と近畿青税の会員、それに全国青年司法書士協議会の代表のあわせて23名となった。衆議院第一会館に集合したメンバーは、まず会館の会議室で打合せを行った後7つの班に分かれて、衆議院第一・第二会館、参議院議員会館をまわった。陳情対象議員は総理、大蔵大臣、総務庁長官等の主要閣僚、管轄となる自治大臣、自治政務次官、法案が審議される衆参の地方行政委員会の委員、各党の代表者および政策責任者等合計81名にのぼった。あいにく当日は中国の李鵬首相が訪日中であったため、不在の議員も多かったが、秘書等を通じて全青税の主張は十分伝わったと思う。この問題は、非常に重大にもかかわらず各界の動きは鈍く、弁護士会等も問題点を把握しつつも、実際に行動をおこしているのは全青税くらいである。しかも法案の上程は次期通常国会になされると思われる所以、時間的な余裕もない。全青税としても、今後も反対のための活動を継続していかねばならないであろう。

なお、今回の陳情では、新進党と新社会党の代議士に大変お世話になった。紙上を借りて御礼を申し上げたい。

5) 紳税者番号制の是非

金融の分野での規制緩和は今後更に進み、海外との取引も飛躍的に増大する。また、現在のような異常な低金利の状況もいずれは、解消されることとなろう。従って、利子・配当・キャピタルゲインの総合課税制度を目指す立場からは、納税者番号制も選択肢のひとつとして浮上するのは当然のことと言える。

納税者番号制の是非については、全青税の会員の中でも様々な意見があることを耳にしている。課税分野のみに限定した番号制度ならば検討の余地は十分あり、今後議論をしていかねばならないであろう。しかし、政府の方針は、課税の分野のみの番号制は否定しており、国民総背番号制が常に前面にでてくる状況にある。プライバシーの保護策や情報公開が十分になされない現状では、導入への最低限の条件も満たされていないといえる。

官主導によるデータ監視社会では、経済は沈滞し国民の活力が失われてしまうことは目に見えており、この法案には賛成できない。

》 1997年秋季シンポジウムを終えて 《

1997年11月9日、全国各地より阪神大震災の被災地である神戸での秋季シンポジウムに多数参加頂き有り難うございました。当初の目標である300名を大きく上回る332名という秋季シンポジウム史上最高（過去の参加者は調べていないが）の参加を頂き、本当に有り難うございました。地元、近畿青税、兵庫県支部の代表に成り代わって御礼申し上げます。



実行委員長
北村 博昭

え、神戸でシンポ！

1995年1月17日、神戸は未だかつてない災害、阪神大震災に見舞われました。死者は6000人を越し、家屋の全壊約10万棟、半壊約10万棟、全半焼7500棟外、道路、鉄道も壊滅的被害を受け、私達税理士も事務所は倒壊し、関与先も減りました。

想像を絶する世界からようやく立ち直り掛けて来た1996年の5月、麻木前近畿青税代表幹事から「神戸で秋季シンポをする事になった。実行委員長を受けて欲しい」という要請がありました。果たして兵庫県支部の会員に秋季シンポをする余力があるのか、神戸で会場等が設営できるのだろうかと真剣に考えました。震災当時、青税の仲間からの「生きてるか、何か出来ることないか」という一本の電話がどれほど勇気を与えられ、元気づけられたかを思い起こし、秋季シンポを開催する事で、震災時の全国の青税仲間からの激励、義援金に対するお礼、御恩返しができるのならということで実行委員長を引き受けことになりました。

神戸での秋季シンポの基本方針！

昨年の名古屋での秋季シンポで研究部長としての挨拶の時、「最後まで秋季シンポを聞いたのは今回が初めてで」と挨拶したのですが、本当は秋季シンポに参加したのが初めてで、挨拶には嘘はないのですが全く白紙の状態から実行委員会の運営を始めました。

今回の秋季シンポは震災時のお礼の意味をこめて、より多くの会員の方に神戸を訪れて頂こうと参加費を5000円と少し安くし、目標を300名に設定しました。（実は300名以上集まらないと赤字になる。）又、近畿青税には統一テーマとは別で震災に関する税務を研究発表して頂き、お土産として近畿税理士会神戸支部発行の「激震」という被災税理士達の行動と記録をまとめた本を配布しました。

基本的には、震災から約3年がたちますが、私達が阪神大震災で経験した貴重な体験、震災の恐ろしさ、困難に陥った時の仲間の尊さ、復興の過程にある神戸を、全国の仲間に伝えたかったのです。

テーマ選定の難しさ！

当初、神戸発21世紀への提言（税法、税理士制度等への現状分析と問題点の指摘）だったのですが、テーマが大きすぎてシンポジウムで何を訴えたいのか解らないという指摘を受け、本年4月より税率がアップされ、現行制度の問題点もクローズアップされてきている消費税に的を絞ることになりました。ただ、実行委員会で決めた小テーマの中から各単位会に選んで頂く方法をとったため、研究テーマとしては良いが趣向を凝らした発表には不向きであった等の苦言も聞かされました。テーマ選定において、研究か発表かどこに重点を置くのか又研究する側にも考慮し、かつ全体として統一的で会員の興味をひく内容でなくてはならないのは解っているのですが、現実問題としてテーマ選定は非常に難しく多いに

反省しております。



盛り上がった前夜！

今回のシンポジウムは神戸という地理的な事もあったでしょうが、前泊者が100名近くいました。昨年近畿青税が名古屋でのシンポジウムに泊まりで多く参加したお返しとして、多く参加して頂いた名古屋青税を中心に、東京、岐阜、千葉そして近畿青税の会員が参加して盛大に前夜宴会を開催しました。（神戸肉のしゃぶしゃぶでなく申し訳ない）青税の仲間としての友情を深め、その夜は深夜まで飲みかつ食べ歩きました。（ホテルで寝たのが3時であった）

趣向を凝らした各単位会の発表

今回は前回と同様に分化会形式はとらず單一会場での発表形式で行いました。国際会議ができる会場の為、使用設備が整っており、今までとは少し違った発表の方法をとりました。パソコンからプロジェクターを使ってスクリーンに映写した東京青税、千葉青税、スライドプロジェクターを使って映写した名古屋青税、岐阜青税、近畿青税、オーバーヘッドプロジェクターを使った神奈川青税。そして本来のシンプルな発表をして頂いた埼玉青税。

当初前日の晩にリハーサルする予定だったのですが、貸室料が当日と同額かかるという事で急遽当日の朝に変更し、短い時間でコンピューターとの接続、スライド操作、照明の確認等のリハーサルを行い、本番で完璧に発表された各単位会の担当の方には頭が下がる思いです。

特に昨年一人で参加され海よりも深い反省を広報誌に書かれていた千葉青税が今年見事に復活し、音響の入ったコンピューターからの映写と寸劇で消費税の転嫁と益税問題を解りやすく、素晴らしい発表をして頂きました。（聞くところによると前日の宴会の後、ホテルで酒を飲みながら練習していたそうです。流石、桐谷会長）

シンポジウムの後の懇親会では会場が隣どうしだったため多くの会員が参加されました。兵庫県支部が義援金のお礼にと設営した兵庫ブースのコロッケと焼壳、出石そばは大変好評でした。又、大阪支部の酒井会員と香月会員の南京玉すだれは関西らしく、デキシージャズバンドは神戸らしく皆さん楽しんで頂けたと思います。

最後に！

月日のたつのは早いもので随分以前のように感じる阪神大震災ではありますが、まだまだ復興の途中であります。この厳しい環境の中で秋季シンポを無事終えられたのも、全面的にバックアップして頂いた兵庫県支部そして実行委員会の一人一人の委員の努力の賜物だと思っております。今回の秋季シンポで震災時のお世話になった御恩返しが全て出来たとは決して思っておりませんが、少しほは私達の感謝の気持ちが伝わったでしょうか。まだまだ復興の過程にある神戸に遠路、多数参加して頂きまして本当に有り難うございました。



’97全青税秋季シンポジウム

神戸発21世紀への提言

消費税の現状分析と問題点

✿ 秋季シンポジウムに参加して✿

近畿青税 小寺利明

11月9日、全青秋季シンポジウムが兵庫県神戸市で行われた。私にとってこのシンポジウムには、開催地の神戸市の登録税理士であること、近畿青年税理士連盟の研究部の一員として発表に参加していること、そしてシンポジウムの実行委員会の一員であること、以上3つの立場から参加をしたため非常に意味深いものとなった。

さて、今年のテーマは「神戸発21世紀への提言」－消費税の現状分析と問題点－と題して各単位会が日頃の研究成果を発表しあったわけであるが、今回は発表形式を自由としたため、いろいろな表現方法があり、非常に見応えがあった。コンピューターを使ったものあり、OHPを利用したものあり、スライドを利用したものあり、さらにクイズ形式のものもあったりし、今までにはなかったものが多くみられ、プレゼンテーションの方法でも十分に「21世紀への提言」が出来たのではないかと思う。また、従来どうりの寸劇方式を取り入れた発表も多かったが年を追うにつれ寸劇の内容が本格化し、特に今年はライティングなども工夫したものが多くさながら青税演劇部といった感じであった。このように新しい発表方式を取り入れた目先を変えた表現方法を各単位会が採ったことにより、5時間近いシンポジウムを最後まで飽きることなく楽しく見ることが出来た。どこの

発表も複雑かつ難解な題材をいろいろな表現方法を利用してわかりやすく表現しているところを見ると、各单位会の研究部の努力がうかがわれ「さすが青税だな」と素直に感心してしまった。

さて、その内容であるが、消費税法の問題点をこのシンポジウムではほぼ完全に網羅できているのではないかと思われた。個別問題レベルの実務に役立つ情報から非常に高度な租税論的な発表もあり、さらには普段私たちになじみのない国際間比較なども取り上げられ、それらがまた工夫された発表形式により非常にわかりやすく表現されていたことはすばらしいことであった。

我々近畿青税の担当した震災に関する税務については、震災からすでに2年以上経過し、資料も出つくし、時機を逸している感があったが、全国の会員が被災地神戸に集まる秋季シンポジウムこそが阪神大震災関連の税務の問題点を阪神地区以外の会員に知ってもらう唯一の機会と考え、題材に選ばせていただいた。資料等では絶対に表面化



しない問題等を寸劇に織り込んで発表したつもりです。いかがでしたでしょうか。

我々税理士が税法を研究しなければならないのは、法令等を理解し、実務に対応するためだけではなく、その研究による成果を専門家として公言し、今後の税制に反映させなければならぬからであり、ひいてはそれが税法の発展、税理士の社会的地位の向上にもつながるものと考えます。その意味でも全国レベルの研究発表の場である秋季シンポジウムの役割は青税にとって最も重要な

行動の一つであるといえます。全青秋季シンポジウムが今後もハイレベルに発展することを期待すると共に私も積極的に参加していきたいと思う。



名古屋青税 平林信成

「〇〇さん、研究部部員でいいですか。」「私、部会で帰るのが遅くなるからいやです。」「××さんはいいですか。」「全青シンポに名青シンポ、おまけに小冊子の作成と大変だからいやです。」

名古屋青税研究部部会への最初の印象は、いつもこんな風です。今年も例外ではなく、最初は部長以下全員仕方なく参加している次第です。いやいやですから当然のことながら部会運営もしらけたものです。

全青シンポでの発表に向けて着々と準備が進んでいかなければならぬ8月。全員、やる気なしのまま通りなし。

原稿の締切が迫った9月のある日。ふとしたことからエンジンがかかり、原稿はまとまるは、発表形式は決まるは、全青シンポに向けて一丸となったのでありました。そうです。わが名古屋青税はやる時はやる。最後の追い込みが素晴



らしいのです。全青シンポ開催一ヶ月前からは、毎週部会を行い、当日の打ち合わせや衣装合わせに余念がありません。

そしてシンポ当日、全青税の皆様には大変ご迷惑をおかけしたことを、ここに深くお詫び申し上げます。名古屋青税の発表により品位が下がったのではないでしょうか。おまけにおかまやさるに変なおやじ、とても「21世紀への提言」とはかけ離れたものになってしまいました。すべて私の責任であります?。ところが恐ろしいことに発表後、「よかった。よかった。」と全員自己満足の世界へと入っていったのでありました。

さて、今回、神戸へは震災後はじめて訪れましたが、力強い復興に感動すると共に、被災された青税会員の方々のご苦労を察すれば大変だったと思われます。そしてこの力を、我々全青の力を、本当の意味で「21世紀」へ向けて發揮して行きましょう。



全国青税秋季シンポジウムが1997年11月9日（日）に神戸ポートアイランドの国際会議場で行われました。現地に着いて驚いたのは「震災」の痕跡らしきものがほとんど見受けられないということでした。たった3年余りでここまで復興させるのは並大抵の事ではないと思います。阪神の底力は凄いものだと、大変感服いたしました。

さて、今回のシンポジウムのテーマは「神戸発、21世紀への提言」ということで消費税が取り上げられました。消費税法は平成元年4月に施工され、平成9年4月に税率アップを含む大幅な改正が行われました。平成7年度では消費税の税収は約6兆円弱で全税収の約11%を占めています。また、消費税は滞納も全税収の滞納の内1/3を占めているそうです。

各青税の研究発表したテーマは次のとおりです。

1. 「震災に関する税務」（特別発表）
近畿青税
2. 「中小零細企業からみた消費税」
名古屋青税
3. 「消費税と申告納税制度」
東京青税
4. 「消費税における損害賠償請求」
埼玉青税
5. 「消費税の転嫁と益税問題」
(消費税は間接税か?) 千葉青税
6. 「消費税（間接税）の国際比較」
神奈川青税
7. 「今後増加する消費税の税務調査」
岐阜青税

各青税の研究内容は実務的なものから学術的なものまで、また発表形式は寸劇形式であったりクイズ形式であったり、それぞれ趣向を凝ら



し、大変興味深いものです。その中でも千葉青税の寸劇による研究発表は構成内容がよく練られておりとても感心いたしました。「お蕎麦やさん」を舞台とし、そこに集まるお客さん達とのやり取りをおして消費税法の導入当初の出来事から、今回の改正までの流れを政治、経済、時事等を背景に織り込みながら、消費税の問題点を歴史的、庶民的な観点から洞察し、浮き彫りにしていきます。そして、消費税の益税問題を消費税の転嫁という経済問題に重ねあわせて結論づけてゆくところなど、とても旨い構成となっております。

各青税の研究発表が終わると恒例の懇親会が行われました。生バンドによるジャズの演奏と社交ダンス、南京たますだれ等の出し物で会場は大いに盛り上りました。

申告納税制度が導入されて50年が経過し、法人税法の大改正も直近に控え、来たる21世紀へ向けて税制も大きく変貌を遂げようとしています。その中で消費税のもつ意義はきわめて大きなものになるでしょう。

すべての国民が健康で文化的な生活を営む為には国民の租税負担が必要不可欠であり、また租税国家にとって「課税の公平」は永遠の命題であります。そして、その権利を「公平」に享受するには？その義務を「公平」に負担するには？

今回のシンポジウムのテーマである消費税を通じ、改めて「公平」とはいかなるものかを考えさせられました。

埼玉青税 津島 良敏

今年は「かたい」発表でした

埼玉青税の今年の秋季シンポジウムのテーマは、「消費税における損害賠償請求」でした。現在、税賠保険の支払事例の約7割を占める消費税は、我々の業務にとって非常に注意力が要求される税目であります。

我々は、損害賠償請求という税理士にとって最も厳しい問題について、1. 税理士業務と損害賠償責任、2. 消費税の損害賠償請求事例、3. 損害賠償請求と税賠保険、4. 損害賠償請求事件の防止策、という観点から研究いたしました。そして発表方法は、なるべく内容を理解していくために、今回はレジメに添った発表方法を選択いたしました。しかし、内容が濃いだけに事前のリハーサルでは、予定発表時間の35分を軽くオーバーし、どうまとめるかの結論が出ないまま本番に臨んでしまいました。幸いなことに埼玉青税までの発表で15分位予定が早く進んでいるとの情報が入りましたので、その分を我々の発表時間に取り組む心積もりで発表いたしました。

司会の大石さんのすばらしい進行で、ただのレジメの棒読みにならず、会場を巻き込んだ発表をすることができました。しかしその結果、リハーサルより更に時間がオーバーし、ふと見るとタイムキーパーの厳しい顔が私の目にに入りました。実は今回の発表のメインは、予め用意しておいた最後の質問にありますて、5問の質問を各単位会の人に個別にお願いしております



た。この質問内容は、我々の勉強会の中で出たもので、レジメにはない内容のものでしたので、是非発表したかったのであります。しかし、予定時間はとっくにオーバーしており、また司会者が気をきかせてタイムキーパーに時間を尋ねたものですからすぐに終わりの合図が出てしました。その結果質問は、千葉の椎原さんにお願いしたものだけとなってしまいました。まあ、結果として中途半端な発表となってしまい大変申し訳ございませんでした。

今年の秋季シンポジウム全般の感想としては、今年はプロジェクト等の活用、寸劇形式、クイズ形式等発表方法もバラエティに富んだものとなり、会場を飽きさせない内容であるとともに、発表者の意図もしっかり伝わってきました。特に千葉青税の関東信越税理士会の学術研究部が新潟で発表した内容に対する批判の発表は、プロジェクトの活用や寸劇も交えすばらしい内容でした。また、懇親会は参加費用5千円ということで、ほとんど期待しておらず、帰りは弁当でも買って帰ろうと思っておりましたが、なんと料理の豊富なことか。お蔭様で弁当を求める事もなく、「のぞみ」でゆっくり寝て帰ることができました。近畿の皆様には、深く感謝いたします。久々に訪れた神戸は震災の面影もなく、むしろ以前よりきれいになった印象を受けました。近畿の皆様、秋季シンポジウムの開催ご苦労様でした。また色々とお世話になりました、本当にありがとうございました。



千葉青税 椎原晴夫

穂苅会員へ…シンポジウム in 神戸とうとうその日が来てしまった。11月9日…初めてのシンポジウム。この日に向けて2ヶ月間の猛勉強、いや猛練習をしてきた。午後1時半、実行委員の方から「予定より25分早いですから少し延びても良いですよ」との嬉しい知らせがくる。「埼玉さんが15分延びたとしても3時10分には始まるぞ」俄に緊張感が増していく。俳優陣は着替えをしながらセリフをぶつぶつと繰り返す。ナレーターとオペレーターも最終打ち合わせに余念がない。2時50分…まだ埼玉さんの発表は続いている。

「うけを狙おうよ」、そんな会話で始まった今回のシンポジウムチームは14名。まず9月に須藤会員に消費税をめぐる問題について講義を受けた。そして平成7年に関信越会が発表した報告書を2人一組でまとめる。まとめたレジメを読み合わせしながら千葉青税（自分たち）が何を言いたいのかを絞っていった。この絞り込み作業の中で、劇とパワーポイントの融合案が出たのである。シナリオ作りは千葉随一のシナリオライター中村会員に決まった。パワーポイントの作成はもちろん加藤会員、だった…。

だったというのには理由がある。実はパワーポイントの作成に入ろうとした10月、加藤会員は千葉にいなかったのである。どうしよう…？「加藤さんが帰って来るまで、ちょっとやってみるよ」そう言ってくれたのが織本会員だった。その織本会員が大カゼをひいてしまって大ピンチ。ところが寝込んでタダでは治らない。何とラップトップコンピューターを布団の上に置き、パワーポイントを作ってしまったのだ。本人曰く「ラッコトップ織本」。配役はシナリオライターの特権となった。10日に一度練習。衣裳は自前で揃えること。「一杯のかけそばチーム」のお母さん役稻田会員は、昔々彼女のお母さんが使っていたという木の枝で編んだ買い物かごを見つけてきた。あまりにピッタリとくる小道具に一同感嘆の声をあげた。練習の度にバージョンアップしていくパワーポイント、そして台本には毎回赤線が引かれ、セリフは変化していく。「自分を捨て去るんだ！！」中村会員の激しいダメ出しがでる。「お嫁に行かれなくなっちゃう…」と涙ぐむ振りをする桐谷会員。



11月4日には、神戸へ行かれない会員の方に見て頂き、ご意見をもらおうという即席観劇会が開かれた。ずらっと並んだ先輩方からたくさんの意見を頂くことができた上に、温かい拍手をいっぱい頂戴した。そしてバージョンアップが行われ、セリフが進化した。加藤会員の発案で吉田会員はお尻を振ることになる。相澤会員はタバコの代わりにソウルで買った扇子を小道具にすることにした。扇子の内側には縮小コピーしたセリフが張ってある。発表前夜午後11時、ホテルの一室で猛特訓を行う千葉青税の姿があった。もちろん、セリフは変化していく、書き直す相澤会員の姿。

3時00分、緊張感はピークに達した。一番明るい中村会員まで真っ白な顔をしている。うろうろ歩きながらセリフを唱えている増田会員。その中で唯一余裕を持っていたのは、我らがボス須藤会員だった。「ものすごいギャグ」を連發して皆を笑わせている。突然加藤会員から終わりの挨拶の仕方が発表された。「みんなで左手を挙げてバイバイ」。

予定通り午後3時20分…「ここにちは、千葉青税です」、幕は上がった。

神奈川青税 清 水 ふみ代

消費税が平成元年に導入されて以来9年が経過しますが、税率、日常業務の煩雑度、申告業務の難易度等々、消費税に関してはすべてが上昇傾向にあります。神奈川青年税理士クラブの会員の中においても、消費税を容認する考えも出てきております。また、新聞を初めとするアンケート調査等においても一部容認論が台頭してきております。そんな中で、消費税又は付加価値税が日本以外ではどのように受け入れられ、どのように運用されているか興味がありました。そこで、神奈川青税としては、従来の角度とは少し変えて研究してみることにしたのです。

今回の消費税の国際比較を検討するにあたって、研究する私たち、この発表を聞き、確認する方々のためにも、基本的には日本の消費税との比較を念頭に置いてみました。そのため、調べる項目を1. 課税対象・税率、2. 免税点、3. 簡易課税、4. インボイス、5. 税額軽減、6. 課税期間延長、7. 経済的な問題点等、という7項目に限定し、各項目について担当者を分担して比較検討を行ってきました。

題材を選定してから資料を収集するまでは、テーマの重要性とその内容の発展性に参加した会員の全員が意気揚々としていましたが、いざ開始してみると資料収集の難しさと英文データに泣かされました。それでも何とかまとめ上げてみましたが、できあがったものを見てこれを今度はどの様な形で発表するのかということに手を焼きました。

つまり、今回の内容は、理論的な流れや重要なスパイスは随所にありますが、基本的に各国の資料の寄せ集めであり、単なるデータの羅列



になってしまったことです。したがって、これをただ表やグラフにして発表した場合、シンポジウムに参加された皆様がすぐに寝てしまうであろうと感じたからです。これらのことから見ている方々にも参加して頂こうという趣旨でクイズ形式による発表となった訳です。

発表をクイズ形式にすることに決定してからも、知力を争うクイズか、体力か又は、偶然性を求めるクイズなのか、など色々な意見が出ました。最終的には、いかに他の単位会の方々に楽しんで頂くかということに重点をしぼってまとめました。

さて、当日のクイズの結果ですが、各単位会の方々の得点成績と正解率は次の通りです。

	東京	千葉	埼玉	名古屋	近畿	岐阜	神奈川
得点成績	60	80	20	30	50	0	30
正解率	5/7	3/7	2/7	2/7	4/7	0/7	3/7

※正解率は全問題に対しての正解の回答数です。



最終問題で岐阜青税が逆転優勝を成し遂げる寸前で、惜しくも千葉青税に優勝をさらわれるというハプニングがおこったりと大変な盛り上がりを見ることが出来ました。

今回は各単位会の皆様が快くご参加ください回答をして下さったおかげで発表を成し遂げることが出来たと思っています。ご協力くださった各単位会の皆様、そして客席で応援してくださいました皆様本当に有り難うございました。厚くお礼申し上げます。

岐阜青税 林 秀樹

近畿青税の皆さん、お疲れ様でした。また、綿密なスケジュール管理と勝手きままな発表担当者の要望を聞き入れていただきありがとうございました。例年にして、熱氣のある充実したシンポジウムでした。また神戸に行きたいと思っております。

今回の岐阜青税は、全会員の10%を超える8名の発表担当者を動員し（うち新入会員2名）、1998年8月の全国大会のピーアールに全力をあげ（？）、発表内容は二の次にがんばって参りました。

テーマはタイムリーな企画である消費税であり発表担当者にとっても身になる研究となりました。特に『今後の消費税調査』は、われわれ税理士ならずともたいへん気になる問題でした。

岐阜青税では、まず、会員全員に消費税調査での実体験談のアンケートをとったところ、さすが「まとまりの岐阜」、ほとんど集まらないというまとまりを見せていただき、途方にくれたものでした。その後は、寸劇形式へと心は揺れ動いたもののやはり、ボリュームのある原稿作成依頼に動搖し、読み上げ発表形式に落ち着きました。

また、多少寸劇をという意見もありましたが、遠方まで化粧道具小道具一式評価10万円を持って移動することへの抵抗感から、スライド作成を決意するに至りました。

スライド作成は、岐阜市きっての夜の繁華街、柳ヶ瀬（やながせ）のスナックを大枚を叩いて借りきり、撮影する事となりました。私たちの発表担当者には、家へ帰れば、子持ちの主婦となる会員が2名含まれていましたが、それぞれ家庭崩壊の危機を顧みず、積極的に参加してくれたことに、この場をかりて深く感謝いたします。

この間、仕事に追われ緩みそうになる気持ちを

知ってか知らずか、近畿の担当者の方々からの途中経過のFAXに怯えつつ、4回ほどの打合せ会を実施し、生ビールの泡にまみれながら徐々に内容が固まってゆきました。

私たちの担当者の中に、なかなか悲惨な消費税調査の顛末を経験した者がいたことが幸いとなり、具体的な設定ができたのですが、もっとインパクトの強い設例はないものかと、皆で悩んだものでした。この時期、他の単位青税の発表責任者の方との内容についての懇談もしくは、情報交換会のようなものがあればよいなと思ったのは私だけでしょうか。

次に、内容についてですが、正直、できあがったテキストを見て、これは売れる感じましたが、いやまた著作権法違反になるからやめた方がいいとすぐに思い直しました。

テーマの性格上、各単位青税の原稿に重なった内容が見られたことに、逆に親近感を覚えながら読んでいました。

各単位青税の努力がしみこんだ、まさに実用的な資料集が手に入った時、この作成に参加できた喜びを感じることができました。

誰もが、どんなシンポジウムに参加しても、最初は不安だらけであろうと思います。限られた時間内にできることには、おのずと限界はあるでしょうが、やり終えた充足感はなものにも変えがたいものがあります。

今後は、岐阜青税も、若い新入会員に積極的にシンポジウムへ参加してもらい、適度な緊張感を味わってもらいたいものだと思いました。

私にとって今年が、きっと最後のシンポジウムの責任者なんだろうな、ほんとにそうだろうなど確信して筆をおきます



熊本青年税理士連盟

熊本青税 高浜 三喜夫

1 熊本青年税理士連盟の発足の経緯

熊本青年税理士連盟は、1990年7月12日に発足した。会員6名での出発であった。全青では13番目の単位会であった。全青は丁度、小池会長の頃で、白坂総務部長と共になんども熊本まで来てもらつた。会員の説得から熊本青税の発足まで大変お世話になりました。この紙面をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

熊本青税発足前の状態は消費税導入について、国全体が賛成と反対とに別れて騒然とした時期だった。税理士の間でも賛成反対の議論が白熱していた。私達は反対の立場だった。そんな時、消費税導入反対の立場にたって活動していた全国青年税理士連盟に出会つた事は、地方で消費税反対の立場にあった私たちにとっては非常に意を強くするものであった。全国青年税理士連盟という全国規模で、税の在り方について専門家である税理士が堂々と意見を述べていることに強く心を打たれた。地方にいるとなかなか得られない中央の情報を得る事ができることも大きな魅力だった。また、夏の全青総会や秋のシンポジウムなど全国的規模で行われる研修会は非常に魅力的なものだった。

2 第25回熊本大会

1990年の発足と同時に、新人会員を集めるためには熊本大会を開催するのが一番早いという事を考えていたが、なにせ大会をするには人数が少なすぎた。しかしながら、1992年8月9日に全国青年税理士連盟第25回熊本大会を開催することができた。全国から会員194名、家族141名、合計335名の参加をいただいた。ちょうど前々日から台風の直撃を受け、航空機もJRもストップする中、大会に参加いただいた皆様に感謝します。

熊本大会の成功のために、全青の執行部の方々や東京青税をはじめとする各単位会の執行部の方々に応援をいただいたことに、皆様とのつながりの強さを感じました。

1989年第22回埼玉大会に個人会員として山本会員が参加して、次期大会迄に熊本青税を結成すると公言した。1990年第23回さっぽろ大会には熊本青税の代表としてはじめて定期総会に参加した。非常に心細い思いだったが、当時の事務局の須藤さんにはいろいろと心配りをしていただいたので心に残るさっぽろ大会となった。1991年第24回仙台大会で次回開催の熊本大会のPRをした。仙台大会には岡山青税も鹿児島青税も参加していたので、熊本大会への参加を要請していたが、結局、熊本大会直前の7月に岡山青税の全青からの脱退により参加してもらえなかったことはひじょうに残念だった。その後熊本大会に参加してもらった鹿児島、刈谷西尾、岩手の各単位会が全青を離れたことは、発表してまもない熊本青税にとって大変ショックな出来事であった。

3 これからの熊本青税

いっこうに会員の増えない熊本青税であるが、会員相互のあいだでも意見の食い違いがみられる。研修や親睦と、税理士の地位向上をめざすこととは両立するはずなのだが、これがなかなかうまくいかない。地方の単位会が全青を離れていたのも、制度問題をぬきにして、親睦と研修のグループになってしまったためであろう。熊本青税は税理士会にたいして発言をしていくことが、われわれの存在意義であると思っている。全青の活動を少しでも我々の活動に結び付けていきたいと思っている。会員は全員が40歳を超えたものばかりだが、気持ちだけは青年税理士として行動していきたいと思う。

懇談会開催に至るまでの軌跡

日税連対策委員会

委員長 麻木 義弘（近畿）

1 プロローグ

平成9年7月某日、今年度の全青税活動において日税連対策委員会を設ける予定という、森金次郎近税会会长が、日税連会長となつた際には、私が委員長になれというありがたい内示を受ける。

7月25日日税連総会、森日税連会長誕生、よって委員長当確となる。昨年度、高取会長が平田日税連会長他役員との懇談会を企画したが、準備不足と日税連会長選挙に利用されるのではないかとの批判から開催には至らなかった。然るに、当面の目的は「懇談会開催」にありと考え、7月30日、近税会理事会（近税会の理事もしている）後の席上、森氏に日税連会長就任を祝すとともに、全青税との懇談会をしていただきたいとお願いする。「ぜひやりましょう。」と快い返事を頂く。

2 ランディング

ソウル大会が終えると、懇談会開催にあたつて、テーマの選定、運営の方法、全青税として意見表明の検討等の必要から、委員会を作る準備に取りかかる。そして9月4日大阪理事会の前に、各単位会より推された委員に、会長、総務部長、法対策部長を加え準備会を開催、大テーマとして「日税連の機構」、「税理士法」、「商法」の三つとし、次回理事会までに、日税連に関する情報収集を、宮川総務部長にお願いし、大テーマに関し具体的な項目は、各委員において検

討、研究しておくことで、第一回委員会終了。

9月19日新しく日税連専務理事に就任した池田隼啓氏に、懇談会開催の日程、懇談内容、出席予定者、懇親会の設営等、具体的な申し入れをする。後日開催日は11月11日午後3時半より日税連会館に於いて開催でどうかの回答をいただき、協議のうえ了承する。

10月5日熊本理事会前、第二回委員会開催、具体的項目の検討及び質疑担当の決定を行う。以下項目と担当は次の通りである。

- | | |
|-----------------|--------|
| 1 日税連の機構改革、会務運営 | 各自 |
| 2 税理士の法的地位 | 神奈川 |
| 3 資格取得制度 | 近畿 |
| 4 税理法人 | 千葉 |
| 5 國際化への対応 | 東京 |
| 6 会計調査人制度 | 名古屋、岐阜 |
| 7 地方自治体の外部監査制度 | 埼玉 |

なお、1～3については、全青税において意志統一できていることから、質問に留めず意見表明を行ない、4～7については、意志統一の議論が不十分のため、質疑に留めることとした。また、秋季シンポジウム前日に、最終の検討会を3時間に渡ってすることも決定する。

当日の理事会において「納税者番号制（住民基本台帳）」の項目が追加され、担当として福島納税者番号制対策委員長（少しだけ困惑の表情）が選ばれる。10月15日申入書を日税連に提出。

3 クライマックス

11月8日秋季シンポジウム前日第三回委員会開催、各委員より研究、検討された質問事項の具体的な検討に入る。流石選りすぐられし者、きっちりと質問項目をまとめ資料まで添付してある。故に項目説明にも力がはいる。他の委員からは、するどいつっこみと意見、話しあっちこっちへと飛び、議論百出、今日中におわるんかいなと思われたが、かなり強引に交通整理をし、懇談会当日の役割分担及び時間配分を決め、進行表を作成し、懇談会当日渡す約束をし



て無事終了。このややこしい議事をきっちり書き留めていただき、詳細な進行表を作成していただいた宮川総務部長には、敬服の至りである。この日決まった項目は、次のとおりである。

1. 日税連の機構改革及び会務運営について

- ① 税理士法又は会則を変更して改革を望む事項
 - a 総会における意志決定の方法
 - b 役員選任のルール
- ② 現行法・会則においても対応出来る政策
 - a 会務の情報公開（会議の議事録の公開など）
 - b 会員による理事会への議案提案
 - c 評議員会の活用
- ③ 会館取得に際して会員の意志の聴取
- ④ 税務援助についての要望

2. 税理士制度関連について

- ① タタキ台の審議状況（報告）以後の動向
- ② 税理士の法的地位
 - a 税務訴訟における税理士の地位
 - b 税理士会の自主性の確立
- ③ 資格取得制度
 - a 試験免除（法第8条関係）
 - b 登録前研修制度
- ④ 税理法人制度
 - a 税理法人の必要性の認識
 - b タタキ台において法人主体型を採用した理由
- ⑤ 國際化への対応
 - a WTOでの議論の動向

3. 商法改正による会計調査人制度について

- a 導入のための運動としての施策
- b 制度化した場合の受入れ体制は
- c 当初の導入目的が変質しているのでは

4. 地方自治体の外部監査制度について

- a 地方自治法改正法成立後の日税連の対応は
- b 税理士法第2条に「監査」を入れることの是非
- c 外部監査制度の疑問点

5. 住民基本台帳法改正試案について

- a 全青税の国会陳情の報告
- b 日税連としての対応は

11月11日日税連会議室に於いて、日税連側は森会長他7名、当方15名にて懇談会開催となる。

森会長は、①地方自治体の外部監査人としての税理士の資質の向上、②会館取得問題解決の促進、③税理士法改正の推進、この三点について、来年の日税連総会までに軌道に乗せたい旨の挨拶を行う。橋本全青税会長より、①全青税の組織、②ソウル大会、秋季シンポジウムの活動報告、③日税連のあるべき姿等の挨拶の後、項目ごとの懇談となる。（懇談会の詳細な議事については、次号に掲載します。）

時間を延長するも全ての項目を討議することができず懇親会場へ移動、項目の続きをする。お酒の勢いもあってか、活発な議論となる。次年度も懇談会開催を約束して和やかなうちお開きとなる。

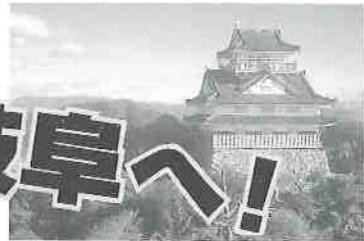
4 エピローグ

懇談会を無事終えたことで、当委員会も一区切ついた。今後は全青税として日税連に対する要望書の作成にはいる予定である。懇談会を通じ、日税連役員から、私たちの質問に対し必ずしも的確な回答してくれたわけではないにしても、いろいろな本音や私見を直に聞くことができたことは大きな成果、収穫であり、大変有意義であったと思う。加えて、懇談会実現に至るまで、様々な制度問題について議論し、考える時間を共有できたことの意義は大きいと感じる。

次年度においても、懇談会開催の確約を森会長よりいただいた。青税の考え方や主張が100%日税連の会務運営に取り入れられることはないにしても、少しでも反映されるよう努めなければならない。様々な制度問題に取り組み、さらなる議論、研鑽を積む必要があると思う。



今年の夏はぜひ岐阜へ!



今年の全国大会は、8月1日（土）から3日（月）にかけて岐阜市内、長良川畔で行われます。岐阜青税では皆様をお迎えすべく着々と準備を進めています。

ここで、98年岐阜大会の現在までの構想内容をちょっとご紹介します。

☆10年ぶりの岐阜大会です。

岐阜での全国大会は今回が2回目となります。前回はちょうど10年前の第21回大会で、皆様のご協力を得て大成功に終えることができました。

10年ひと昔と言いますが、当時は日本国中、博覧会ブームの真っ只中で、岐阜でもご多分にもれず「中部未来博」が行われていました。日本全体がずいぶん威勢が良かったような印象があって、今となっては懐かしく思います。

会員の皆様の中には10年前に岐阜へ来ていただいた方もいらっしゃると思うが、前回の岐阜大会を御存じない方が多いのではないかと思います。

この機会にぜひ岐阜へおいでください。

☆シンボルキャラクターは「鶴匠」です。

岐阜と言えば、清流長良川。長良川といえば、1300年の歴史をもつ鶴飼です。そこで、今回の岐阜大会のシンボルキャラクターとして鶴飼の「鶴匠」の顔を採用しました。

ソウル大会、神戸の秋季シンポジウムとすでに2

回皆さんにお目にかかっていますので、もうご存じの方もいらっしゃるでしょう。

この素朴でキリリとした顔を覚えてやってください。

☆テーマは「アットホームな手作り大会」です。

岐阜青税は、派手でハイカラなことは苦手です。そのうえ、少人数ときています。

そんな事情を察してか、全青からも、「今回の全国大会は、手作りでなるだけ質素にやってください。」と言われています。

ですから目標は「アットホームな手作り大会」です。何がアットホームで、何が手作りなのかはまだわかりませんが、岐阜と言う土地柄自体、観光地で、のんびりアットホームな雰囲気です。

全国の青税全体がひとつの家族になってしまうような大会にできたらいいなと思っています。

☆会場は、金華山と長良川の目の前です。

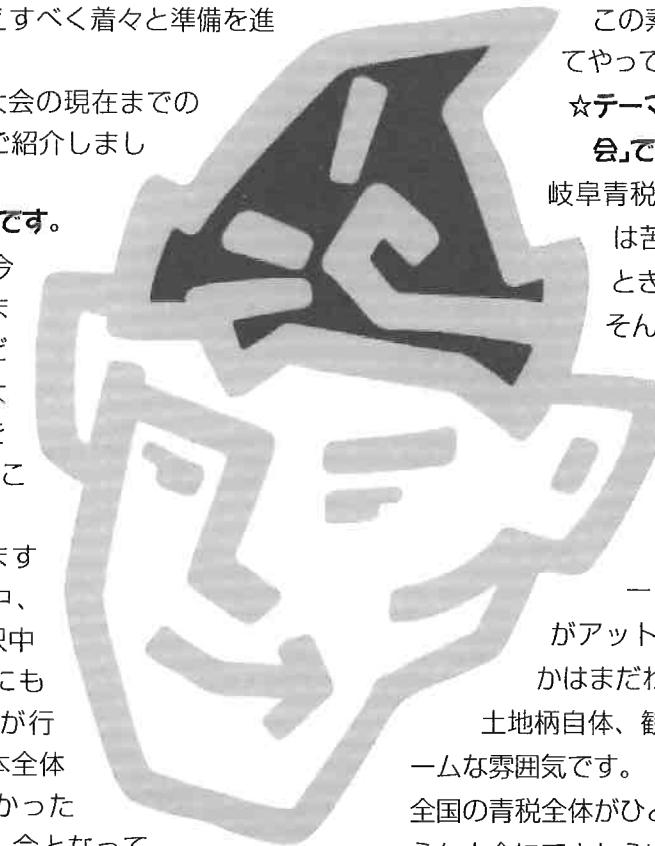
メイン会場となる岐阜グランドホテルは、目前に長良川の清流が流れ、かの斎藤道三、織田信長で有名な岐阜城

をいただきにした金華山を一望することができる、とてもロケーションが良い場所にあります。

☆やっぱり、メインは「総会」と「懇親会」です。

全国大会のメイン行事はやはり「総会」と「懇親会」だと考えています。多くの会員の皆様に参画していただけるように参加費や時間帯にも考慮する予定です。

たとえば、日帰り参加も今まで以上にしやすいよ



1 9 9 8



うにと考えています。

☆シンポジウム？講演会？…いや、家族の皆さんにも、いつしょに参加していただける分科会です。

総会の前の行事として最近は、会員向けのシンポジウムや講演会がよく行われていますが、今回はちょっと趣向を変えて、会員と家族の方がいつしょに参加できる講演会を分科会方式で行おうと思っています。内容は今後のお楽しみですが、もちろんお子様にも参加していただける部門も取り入れる予定です。

☆飛行機と宇宙が大好きならば「各務原航空宇宙博物館」へ…当日ツアー

総会の前、分科会と同じ時間帯には当日ツアーとして、岐阜市のお隣、各務原市にある「各務原航空宇宙博物館」を見学するツアーが企画されています。ここには実物の飛行機をはじめ、航空と宇宙にまつわることがいろいろ展示してあって、また、実際にフライトシミュレーターみたいなものにも乗ったりできます。とにかく大人も子供も楽しめる所です。

☆バッと、花火と鵜飼で前夜祭！

今回の大会の目玉のひとつに前夜祭があります。大会の前日8月1日の土曜日は、年に2回行われる長良川の花火大会内の内の一日です。この花火大会は、日本有数の規模で行われ、この日の長良川は一年の中で一番華やかに燃え上ります。この花火大会と同時に屋形船に乗って一杯やりながら鵜飼見物もしていただこうという趣向です。岐阜市民でさえあこがれのこのスチュエーション！全国の皆様にも味わっていただきます。

☆皆で踊り明かそう「郡上踊り」…一泊ツアー

翌日ツアーのメインの一泊コースでは、小京都といわれ何度も行っても楽しい高山観光をしていただき、夜にはあのソウルの懇親会でお見せした郡上

踊りを、本場郡上八幡に泊まって、今度は本物を見ていただきます。そして、踊りは見ているだけではつまらないので、いっしょに踊り明かして「徹夜踊りを」体験していただこうという企画を立てています。

☆長良川の新鮮な鮎でアユづくし…日帰りツアー

翌日の日帰りツアーのひとつは、美濃・郡上八幡方面へ出かけます。

美濃市で美濃和紙を体験していただいた後、長良川の「やな」で新鮮な鮎のアユづくし料理を召し上がっていくいただくコースです。鮎のフルコースは絶対お勧めですよ。

☆「天命反転地」って知っていますか？

…日帰りツアー

日帰りツアーのもうひとつは、西濃方面へ出かけます。

養老の滝の近くに「天命反転地」という所がありますが、これは、国際的芸術家の荒川修作氏の手による野外の巨大なアートワークです。公園のようでもありますが、ここに一步足を踏み入れると不思議な空間に包まれてしまうという、体感するアートとも言うべきものです。

☆のんびり岐阜の町並み散策はいかが？

もし、時間ができたなら、岐阜の町をぶらっと歩いてみてください。金華山のふもとあたりには古い町並みが残っています。神社やお寺も多いですよ。また、ツアーのコースには入っていませんが、金華山にロープウェーで登って頂上にある岐阜城から長良川の清流や岐阜の街、そして、濃尾平野を一望するのも素敵です。

とにかく、岐阜がええよ！

岐阜青税一同、少人数ながら一生懸命準備にとりかかっています。多くの会員の皆さんの参加を得て岐阜大会を成功させたいと願っています。

ぜひぜひご協力をお願いいたします。

(インターネットで岐阜のことを予習しようという奇特な方はこちらまで。)

岐阜市

<http://www.city.gifu.gifu.jp>

岐阜県（旅のガイド）

<http://www.pref.gifu.jp/HIMIKO>

（全国大会実行委員長高橋和宏）

あとがき

'97秋季シンポジウム

神戸の地において開催さる

近畿青税 毛利惠行

全国青年税理士連盟のビッグイベントとも言ふべき『秋季シンポジウム』が、さる11月9日震災の地神戸において開催されました。

震災からもう、3年近くが経とうとしている訳ですが、外見上復興が進んでいるかのように見えても、依然として仮設住宅で生活されている方がおられるし、幹線道路から一歩中に入れれば、手付かずのままの空地が目立ち、まだ充分に復興したとは言えません。それよりも、家族・友人等を失われた方々の心は癒されたと言うにはまだ早すぎるでしょう。開催場所となつた人工島『ポートアイラント』は当時、液状化現象により泥沼のようになり、護岸は崩れ落ち、また本土とを結ぶポートライナーの線路は歪み、電気・水道・ガスのライフラインは寸断され…等、一番目の発表担当、近畿青税は当時の凄まじさをスライドプロジェクターを使いながら巧みに説明をされました。

また、後半では被災地においてのさまざまな混乱の状況が寸劇を通して訴えられました。

本年度のテーマは近畿青税を除き、4月1日より税率アップとなった『消費税』に的を絞り熱心な研究の成果が発表されました。今年は開催された場所が国際会議場という会議をするのに適した場所ということもあってか、プロジェクターを使用された単位青税が7単位会中6単位会あったということが、大きな特徴でしょう。また、その中でも東京青税と千葉青税はコンピュータを使って動画を取り込むなど、技術の先取りをされているのも特筆すべきところです。

シンポジウムの発表時間が5時間半という長きに亘っても、退屈する事なく熱心に聞くことができたのは、各単位会がさまざまな発表方法

で、また視覚に訴えるような工夫をされていたからだと思います。本年度の秋季シンポジウム参加登録者数は332人にも登り、実質参加者数は280人以上であると聞いております。過去最高の参加者を動員できたのは北村実行委員長はじめ、関係各位のご努力のおかげと深く感謝いたします。

シンポジウムのあとは隣の部屋で懇親会が催され、ジャズバンドの軽快なメロディーの流れる中で懇親の和が深められました。被災地、近畿青税兵庫県支部の支部長藤田晃三会員から、被災時において全国青税の会員の方々よりあたたかい手が差し延べられたことに対するお礼の言葉がありました。そして神戸特産のコロッケとシュウマイが贈呈されましたが、アツという間に売り切れてしまい残念ながら私は口にする

ことができませんでした。最後には橋本和枝会長と近畿青税大阪支部の前支部長

藤田美恵子会員がダンスを披露されたときは、「オオーッ!『東西の両横綱』これからは女性の時代だなあ。」と感じた次第であります。

—シンポジウムを準備して下さった方々 お疲れさまでした—

